

## 農林水産委員会議録 第十八号

(三八四)

第一百五十九回国会 議院

平成十六年五月二十五日(火曜日)

午後零時二十二分開議

出席委員

委員長 高木 義明君

理事 北村 誠吾君

理事 松野 博一君

理事 小平 忠正君

理事 白保 台一君

理事 赤城 徳彦君

理事 小野寺五典君

金子 恭之君

木村 太郎君

後藤田 正純君

玉沢徳一郎君

永岡 洋治君

萩生田光一君

岡本 充功君

金田 誠一君

楠田 大藏君

神風 英男君

樺崎 欣弥君

松木 謙公君

阿部 知子君

農林水産大臣  
農林水産副大臣  
農林水産大臣政務官  
農林水産委員会専門員龜井 善之君  
金田 道彦君  
木村 健君  
下条 みつ君  
和田 博子君  
太郎君野呂田芳成君  
鹿野 健君  
岸本 伸野  
堀込 征雄君  
高橋千鶴子君  
一郎君西村 康稔君  
平井 韶也君  
篠原 孝君  
山本喜代宏君  
阿部 知子君萩生田光一君  
上川 陽子君  
下条 みつ君  
みつ君  
知子君委員の異動  
五月二十五日辞任  
補欠選任卸売市場法の一部を改正する法律案(内閣提出第五六号)(参議院送付)  
特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第五七号)(参議院送付)  
特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第五七号)(参議院送付)  
卸売市場法の一部を改正する法律案(内閣提出第五六号)(参議院送付)  
特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第五七号)(参議院送付)

〔本号末尾に掲載〕

卸売市場法の一部を改正する法律案  
特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改  
正する法律案内閣提出、参議院送付、卸売市場法の一部を改  
正する法律案及び特定農産加工業経営改善臨時措  
置法の一部を改正する法律案の両案を議題といた  
します。  
これより順次趣旨の説明を聽取いたします。農  
林水産大臣龜井善之君。内閣提出、参議院送付、卸売市場法の一部を改  
正する法律案(内閣提出第五六号)(参議院送付)  
特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改  
正する法律案(内閣提出第五七号)(参議院送付)○高木委員長 これより会議を開きます。  
内閣提出、参議院送付、卸売市場法の一部を改  
正する法律案及び特定農産加工業経営改善臨時措  
置法の一部を改正する法律案(内閣提出第五六号)(参  
議院送付)  
特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改  
正する法律案(内閣提出第五七号)(参議院送付)本日の会議に付した案件  
卸売市場法の一部を改正する法律案(内閣提出  
第五六号)(参議院送付)  
特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改  
正する法律案(内閣提出第五七号)(参議院送付)五月二十四日  
卸売市場法の一部を改正する法律案(内閣提出  
第五六号)(参議院送付)  
特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改  
正する法律案(内閣提出第五七号)(参議院送付)  
は本委員会に付託された。同日  
辞任 上川 陽子君  
平井 卓也君  
西村 康稔君  
篠原 孝君  
山本喜代宏君  
補欠選任○龜井国務大臣 卸売市場法の一部を改正する法  
律案につきまして、その提案の理由及び主要な内  
容を御説明申し上げます。卸売市場は、国民生活に不可欠な生鮮食料品等  
の流通の円滑化を図る上で重要な役割を果たして  
おりますが、近年、卸売市場経由率の低下や市場  
関係者の経営悪化が進んでおります。国際化の進  
展を踏まえた国内農水産物の生産、流通を通じた  
構造改革の必要性の高まりや、消費者の安全、安  
心に対する関心の高まり等に適切に対応して、生  
産者及び実需者が安心して利用できる市場の確立  
に向け、卸売市場における流通の効率化や品質管  
理の徹底等を図ることが急務となつております。こうした状況を踏まえて、卸売市場における取  
引規制の緩和及び適正な品質管理の推進、卸売市  
場の再編の円滑化等の措置を講ずることとし、こ  
の法律案を提出した次第であります。次に、この法律案の主要な内容につきまして、  
御説明申し上げます。第一に、食の安全、安心に対する関心の高まり  
に対応し、卸売市場における適正な品質管理を推  
進するため、卸売市場整備基本方針等において、  
品質管理の高度化のための措置を定めるととも  
に、中央卸売市場の開設者が定める業務規程の記  
載事項について、品質管理の方法を追加すること  
としております。これまで、本法の活用により、特定農産加工業  
者の経営改善に一定の成果を上げてきたところで  
ありますが、農産加工品の輸入の増加による影響  
が引き続き継続している一方で、国内農産物の重  
要な販路である農産加工業の持続的な発展が地域  
農業の健全な発展のためにも必要であることが  
ら、引き続き特定農産加工業者の経営改善に取り  
組んでいく必要があります。このため、本法の有効期間をさらに五年間延長  
することとしております。以上が、これら二法律案の提案の理由及びその  
主要な内容であります。何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決い  
ただきますようお願い申し上げます。○高木委員長 これにて両案の趣旨の説明は終  
りました。



(都道府県卸売市場整備計画についての経過措置)

第四条 この法律の施行の際現に旧法第六条第一項の規定により定められている都道府県における卸売市場の整備を図るための計画は、この法律の施行の日から起算して一年六月を経過する

日(その日までに新法第六条第一項又は第五項の規定により定められ、又は変更されたときは、その定められ、又は変更された日)までの間は、新法第六条第一項の規定により定められた都道府県における卸売市場の整備を図るために計画とみなす。

(中央卸売市場の業務規程に関する経過措置)

第五条 この法律の施行の際現に効力を有する旧法第八条の認可を受けて開設されている中央卸売市場(次項において「既設中央卸売市場」という。)を開設している地方公共団体は、新法の規定により必要となる業務規程の変更につき、この法律の施行の日から起算して十月を経過する

日までに、新法第十二条第一項の規定による認可の申請をしなければならない。

既設中央卸売市場の業務規程は、この法律の施行の日から起算して一年を経過する日(その日までに前項の申請に係る業務規程の変更の認可の処分があつた既設中央卸売市場にあつては当該変更の認可に係る業務規程の効力が発生する日、その日までに同項の申請に係る業務規程の変更の認可又は変更の認可の拒否の処分がなかつた既設中央卸売市場にあつては当該変更の認可又は変更の認可の拒否の処分があつた日(当該変更の認可の処分があつた日後に当該変更の認可に係る業務規程の効力が発生するものにあつては、その効力が発生する日)までは、新法第三章の規定により定められた業務規程とみなす。この場合において、当該業務規程と同章の規定が抵触する場合においては、当該抵触する部分については、同章の規定は、適用しない。

(罰則の適用に関する経過措置)

(第六条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。)

(政令への委任)

第七条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に關して必要な経過措置は、政令で定める。

理由

生鮮食料品等の流通をめぐる諸情勢の変化にかんがみ、卸売市場の再編の円滑化に必要な中央卸売市場の地方卸売市場への転換の手続等を定めるとともに、開設区域内での許可に係る卸売以外の販売の禁止等の卸売業者等の業務に関する規制を緩和するほか、卸売の業務に係る物品の品質管理の方法を中央卸売市場の業務規程の記載事項とする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

特定農産加工業經營改善臨時措置法の一部を改正する法律案

特定農産加工業經營改善臨時措置法の一部を改正する法律

特定農産加工業經營改善臨時措置法(平成元年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

附則第二条中「十五年」を「二十年」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

理由

最近における特定農産加工業をめぐる厳しい經營環境にかんがみ、特定農産加工業者の經營の改善を引き続き促進するため、特定農産加工業經營改善臨時措置法の有効期間を五年間延長する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成十六年六月三日印刷

平成十六年六月四日發行

衆議院事務局

印刷者

國立印刷局

A